

入札説明書

奈良県広域水道企業団吉野事務所・大淀事務所・下市事務所 水道料金徴収等包括的業務委託

奈良県広域水道企業団吉野事務所・大淀事務所・下市事務所水道料金徴収等包括的業務委託に係る事後審査型一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

※当該入札は、奈良県広域水道企業団（以下、「企業団」といいます。）発注の案件ですが、手続きの一部を除き大淀町役場総務課入札契約係を窓口として手続きを行いません。

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 業務名 奈良県広域水道企業団吉野事務所・大淀事務所・下市事務所
水道料金徴収等包括的業務委託
- (2) 業務番号 第7一大委5号
- (3) 業務場所 吉野町・大淀町・下市町 地内
- (4) 業務の内容 水道料金徴収等包括的業務
①窓口電話受付・収納業務
②開閉栓業務
③滞納整理業務
④検針・検算業務
⑤料金計算等・調定業務
⑥メーター交換に関する業務
- (5) 履行期間 令和8年7月1日から令和10年11月30日まで29ヶ月間（長期継続契約）
※契約締結日から令和8年6月30日までの期間は準備期間とし、落札者は受注した事務について、業務の引継ぎを準備期間中に完了しなければならない。
- (6) 予定価格 公表していません。
- (7) 最低制限価格 設定していません。
- (8) 入札方法 事後審査型一般競争入札（郵便入札）
- (9) 入札回数 2回までとします。
- (10) 入札保証金 要する
ただし、入札書の提出時に「入札保証金免除申請書」が提出された場合は納付を免除します。なお、その場合においても万が一落札者が契約を締結しない場合は、奈良県広域水道企業団契約規程（奈良県広域水道企業団企業管理規程第36号。以下「契約規程」といいます。）第11条の規定による損害賠償金の納付を求めます。
- (11) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、第9に定める資格確認の結果、入札参加資格要件を満たしていると認められた後に、落札者と決定します。
- (12) 支払条件 受注者は、従事した月が終了後、毎翌月10日までに月1回、従事した月が該

当する時期の委託料の月額（契約金額を29で除した額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）とします。）を企業団に請求するものとし、企業団は、受注者の履行を確認し、請求を受けた日から30日以内までに代金を支払うものとし、この方法による支払総額と契約金額総額との間に差異が生じる場合は、最終の支払月において調整するものとし、支払方法については発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

(13) 議会の議決 不要

(14) 契約の成立 この入札に係る契約の締結は、奈良県広域水道企業団のこの事業に係る令和8年度予算が成立することを条件とします。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和6・7年度大淀町入札参加資格者名簿（物品・役務等）において、資格業種の大分類「水道業務」、中分類「料金徴収業務」に登録のある者のうち、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第4に定める競争入札参加表明書を提出した者のみが、この業務の競争入札に参加できます。

(1) 水道事業体が発注した以下の業務について、過去10年以内に包括的業務として一括で受注実績を有する者であること。

- ①窓口電話受付・収納業務
- ②開閉栓業務
- ③滞納整理業務
- ④検針・検算業務
- ⑤料金計算等・調定業務
- ⑥メーター交換に関する業務

※ここでいう過去10年以内とは、平成27年4月1日から本業務の公告日までとします。

(2) 施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。

(3) 競争入札参加表明書の提出時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県広域水道企業団物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領（以下、「入札参加停止等措置要領」といいます。）の規定に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。

(4) 破産法（平成16年6月法律第75号）第18条の規定に基づく破産手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年12月法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年6月法律第172号）第30条の規定による更生手続き開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者であっても更生計画が認可された者については、更生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年12月法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年4月法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

第3 仕様書等の有償頒布及び質疑回答

よるものは受付できません。作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。(その他詳細は、郵便入札の概要を参照してください。)

- ① 提出期限 **令和8年3月13日(金) まで(必着)**
※ 到着期限後に到着した入札については無効となります。

- ② 提出場所 〒638-8501
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2090番地
大淀町役場 総務部 総務課 入札契約係

- (2) 開札の日時 **令和8年3月16日(月) 午前8時45分**

- (3) 開札の場所 大淀町役場 201 会議室

- (4) 開札立会人 入札参加者が開札の立会いを希望する場合には、開札立会申請書(様式第3号・ホームページ掲載)を開札日前日(開札日前日が大淀町の休日を定める条例に規定する町の休日に当たるときは、その直前の閉庁日とします。)の正午までに大淀町役場総務課入札契約係までにFAXにて送付してください。開札立会人は2名までとし、希望者が3名以上の場合は開札立会申請書の先着順とし、立会いただけない場合は開札前日の午後5時までに適宜ご連絡します。

なお、開札立会申請書を提出後、開札日までに入札契約係より連絡のない場合は立会いを了承したものとします。立会人には、開札終了後に開札確認書へ署名、押印をお願いしますので開札日に印鑑を持参してください。また、立会いを希望する者がいない又は2名より不足する場合には入札執行事務に関係のない町職員が立会を行います。

第6 入札の方法等

- (1) 入札金額は、『29ヵ月分の業務委託費用総額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)]を記載してください。

- (2) 入札金額は、千円単位とし、算用数字にて記入してください。

- (3) 入札者は、その提出した入札書を書換え、引換え又は撤回(入札書の郵送後に辞退する場合は除きます。)することはできません。

- (4) 開札が行われるまでは、いつでも入札を辞退することができます。途中において入札を希望しないこととなった場合は、次の手続きにより辞退届を提出してください。なお、この手続きにより入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札等において不利益な取扱いを受けるものではありません。

- ① 辞退届を持参又は書留郵便等により提出する。

- ② 辞退届または辞退する旨を記載した入札書を入札書の到達期限までに書留郵便等により郵送する。

- (5) 入札執行回数は2回を限度とし、1回目の入札の結果、落札となるべき入札がないときは、後日、再度の入札を行うこととします。(再度の入札については、開札後速やかに入札参加者に連絡しますので、入札参加者は2回目の「入札書」を指定された日までに書留郵便にて提出してください。)再度の入札を行ってもなお、落札となるべき入札がないときは、入札不調とし、入札を打ち切ります。

なお、次に掲げる者は2回目の入札には参加できません。

- ① 1回目の入札に参加しなかった者

- ② 1回目の入札が第5の規定により無効とされた者

- ③ 1回目の入札において最低制限比較価格を下回る入札金額の入札を行った者
(最低制限価格を設定していない場合を除く。)

第7 入札の無効

- (1) 次の各号に該当する入札は、無効とします。
- ① 入札書に記名、押印を欠く入札（不明瞭で確認しがたい場合を含む）
 - ② 入札書の重要な文字の誤字、脱字等により必要な事項を確認できない入札
 - ③ 同一事項の入札について2以上の入札書等を提出した者の行った入札
 - ④ 入札執行者の指定した入札方法によらない入札
 - ⑤ 入札金額を訂正した入札若しくは判読しがたいと認められる入札
 - ⑥ 入札金額以外の事項を訂正した場合においては、その訂正箇所を押印（訂正印）のない入札書による入札
 - ⑦ 極端に低い価格の入札（建設工事請負にかかる入札の場合に限る。）（入札書比較価格の10%以下の額の入札とし、桁違いによる錯誤とみなします。）
 - ⑧ 入札保証金の納付がない入札、又は入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たない入札。（入札保証金を免除した場合を除く。）
 - ⑨ 郵便入札の場合にあっては、次に掲げるもののいずれかに該当する入札
 - ・書留郵便等以外の郵送、持参、ファクシミリ、電報、電子メール等郵便入札の方法によらない入札
 - ・入札書到着期限後に到着した入札
 - ・郵便入札封筒に記載の業務名又は差出人名と、同封された入札書の業務名又は入札者名が相違する入札
 - ・郵便入札封筒に業務名又は差出人名等の記載がなされていない入札
 - ・入札用封筒に封かん及び封印のない入札
 - ・その他入札執行者において無効と認められる入札
- (2) 次の各号に該当する者は失格とし、その者のなした入札は無効とします。
- ① 入札に参加資格のない者
 - ② 代理人で委任状を提出しない者
 - ③ 他人の代理を兼ねた者
 - ④ 2以上の者の代理をした者
 - ⑤ 入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為をなした者
 - ⑥ 入札に関し談合等の不正行為をした者
 - ⑦ 係員の指示に従わない等、入札室の秩序を乱した者
 - ⑧ 競争入札参加表明書を提出しない者、または虚偽の内容を記載し提出した者
 - ⑨ 落札候補者となりながら、指定される期限までに一般競争入札参加資格等確認申請書及び添付書類を提出しない者
 - ⑩ 入札参加資格確認のための指示に従わない者
 - ⑪ その他、企業団の定める入札条件に違反した者
- (3) 落札決定までの間において、上記（2）のいずれかに該当することとなった場合、又は該当する事実が判明した場合には、当該入札者は失格とし、その者のなした入札は無効とします。
- (4) 無効となった入札書等は返却しません。

第8 落札の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とします。落札候補者が決定したときは、落札候補者決定通知書により当該落札候補者に通知します。また、落札候補者の決定において、落札候補者となるべき入札をした者が2人以上あるときは、後日、開札事務従事職員及び当該入札者（代理人を含みます。）の出席のもと、「くじ」により落札候補者及びその次の順

位以降の者を決定します。この場合「くじ」を辞退することはできず、「くじ」を引かない者があるときは、当該入札者に代えて当該入札事務に関係のない町職員に「くじ」を引かせることとします。

- (2) 開札時、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し第9に定める入札参加資格の確認を行ったうえで落札者を決定します。

また、落札候補者が次のいずれかに該当する場合は、当該落札候補者を落札者とせず、次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者が決定するまで順次、入札参加資格の確認を行います。

- ・入札参加資格の確認の結果、入札参加資格要件を満たさないと認められる場合
- ・落札決定までに入札参加資格要件を満たさなくなった場合
- ・定められた期間内に一般競争入札参加資格等確認申請書を提出しないとき

- (3) 落札価格の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

※ 落札候補者の決定以降の手続きについては、企業団大淀事務所業務課を窓口として行います。

第9 入札参加資格の確認

開札後、落札候補者を決定したときは、その者に対し入札参加資格の確認を行います。落札候補者となった者は、次のとおり一般競争入札参加資格等確認申請書を企業長に提出しなければなりません。

- (1) 提出期間 落札候補者決定通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
- (2) 提出場所 奈良県広域水道企業団 大淀事務所 業務課
- (3) 提出書類 一般競争入札参加資格等確認申請書に次の書類を添えて提出するものとします。
- ・業務実績報告書（別紙1）
 - ・地方自治法施行令第167条の4に規定する事項等への該当の有無を記載した書面（別紙2）
 - ・競争入札参加資格確認申請書チェックリスト（別紙3）
- (4) その他 先に定める入札参加資格の確認の結果、入札参加資格要件を満たしていると認められる場合は、当該落札候補者を落札者と決定し、落札決定通知書により当該落札者に通知します。

第10 その他

- (1) 入札の中止等

競争入札による入札手続き執行途中、又は入札時において、入札者が2者未満となった場合は、その段階で入札は中止とします。また、適正な競争入札の執行ができないと認められる場合においても入札を延期し、中止し又は取消しをすることがあります。

- (2) 入札結果の公表

企業団ホームページ (<https://www.union.nara-water.lg.jp>) へ掲載します。

- (3) 契約書作成の要否

要します。（落札決定後14日以内）

- (4) 長期継続契約

本業務に係る契約は地方自治法第234条の3の規定による「長期継続契約」であることから、

本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、発注者は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

(5) 契約者

奈良県広域水道企業団 企業長 山下 真

(6) 契約条項を示す場所及び契約を担当する課等の名称、所在地等

〒638-0821 奈良県吉野郡大淀町大字下淵961番地

奈良県広域水道企業団 大淀事務所 業務課 Tel 0747-52-0137

(7) 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当することとなったとき又は該当する事実が判明したときは、契約を締結しないものとします。

- ① 第7(2)①から⑩のいずれかに該当する場合、またはした事実が判明した場合
- ② 施行令第167条の4の規定に該当する場合
- ③ 奈良県、大淀町又は企業団において入札参加停止等措置要領の規定に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合
- ④ 破産法第18条の規定に基づく破産手続き開始の申立てをした場合又は申立てがなされた場合
- ⑤ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお充前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をした場合又は申立てがなされた場合。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた場合であっても更生計画が認可された場合については、更生手続開始の申立てをしなかった場合又は申立てをなされなかった場合とみなします。
- ⑥ 平成12年3月31日以前に民事再生法附則第2条による廃止前の和議法第12条第1項の規定による和議開始の申立てをした場合
- ⑦ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをした場合又は申立てがなされた場合。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた場合であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合については、再生手続き開始の申立てをしなかった場合又は申立てをなされなかった場合とみなします。
- ⑧ 契約関係を継続し難い重大な事由があると認められる場合で、次の各号に掲げる場合
 - (ア) 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時企業団発注契約に係る契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であると認められるとき。
 - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (エ) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (カ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(キ) 受注者が、上記アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合(上記オに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(ク) 契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(8) 契約保証金

要する 契約規程第19条の規定に基づき徴収します。ただし、同条第1項第1号又は第5号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。ただし、免除した場合においても、同規程24条の規定により契約解除となった場合には、損害賠償金として契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の10に相当する額を納めるものとします

① 契約保証金の金額 契約金額の100分の10

② 納付の方法 同規程4条第2項の規定による納付方法とします。

③ 免除該当条項

第1号) 保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

第5号) 第2条又は第12条の規定により定められた資格を有する者で、過去に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるもの

④ 免除を受ける方法 上記条項の適用により免除を受ける場合は、それぞれ、その事実該当することを証する書類を契約時に提出する必要があります

(9) その他詳細や定めのない事項については、関係法令によるものとします。

(10) 問い合わせ

不明な点については、〒638-8501

奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2090番地

大淀町役場 総務部 総務課 入札契約係

TEL: 0747-52-5501 (内線206)

FAX: 0747-52-4310

e-mail: soumu@town.oyodo.lg.jp

まで問い合わせてください。